

第 11 回豊島廃棄物処理協議会議事録

日 時 平成 17 年 3 月 13 日(日)

14:00 ~ 16:16

場 所 豊島公民館 2 階和室

出席協議会員(16 名)

学識経験者

会長 南 博方 会長代理 岡市友利

申請人らの代表者等

大川真郎 石田正也 中地重晴 長坂三治 濱中幸三

安岐正三 石井 亨

香川県の担当職員等

田代 健 山本伸二 美藤知直 尾崎 猛 藤田淳二 大森利春 瀧本関雄

印は議事録署名人

傍聴者

豊島 3 自治会関係者 約 50 名

報道関係者 約 10 名

事前協議

県側から協議会開催の経緯について説明があった。

会長からの提案

第 11 回豊島廃棄物処理協議会の開催にあたり、「高松市新開西公園ダイオキシン類土壌汚染対策について」を当協議会で協議するに先立ち、次の 3 点について意見を伺う。

まず、第一は、高松市の新開西公園のダイオキシン類汚染土壌に係る本案件は、豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件(公調委平成 5 年(調)第 4 号・第 5 号事件)の調停条項 5(3)イが想定していない特殊異例の事案であり、同条項には該当しないこと。

第二は、本日、本処理協議会において、本案件を取り上げるのは、申請人らが香川県の特別の要請を受け、協議するものであって、これが先例となるものではないこと。

第三は、申請人らと香川県は、今後、調停条項 5(3)イの条項を遵守し、同 3(2)に定めるとおり、香川県は平成 28 年度末までに豊島廃棄物等の搬出を終えるものとする。

県側、住民側の協議の結果、以下のとおり合意した。

上記確認事項を議事録に添付する。

確認事項の付記として、「調停条項 5(3)イの条項は、豊島廃棄物等の処理を容易にするための助燃剤及びこれに準ずるものを想定して定められたものである。」を添える。

議 事

1 開 会

司会者から開会の宣言があった。

2 会長挨拶(要旨)

豊島廃棄物等処理事業については、調停条項に従い、共創の理念に基づき、関係者の協力のもと、着実に進められているところである。

高松市都市公園土壤汚染対策については、平成15年度に高松市が行った調査で、高松市新開西公園の土壤からダイオキシン類が環境基準を超えて検出されたことから、高松市は県にダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域の指定を要請し、県は3月4日に地域指定を行っている。

今後、県が同法に基づく対策計画の策定を行い、この計画に添って高松市が当該汚染土壤の除去等の対策事業を実施することとなっていることから、3月6日に県と高松市から豊島住民会議に、この汚染土壤の無害化処理について、直島の県中間処理施設での処理計画について説明がなされ、その後、申請人らの代表者等及び香川県の担当職員等の協議会員から協議会の開催要請があったことから、本日、協議会を招集したところである。

本日の議題について、率直かつ活発な意見を交換し、双方の信頼関係を一層深め、実りある成果が得られることを期待している。

3 議事

協議会設置要綱3の(3)の規定により、会長が議長となって議事が行われた。

(1)協議会の運営について

利害関係人の出席について

協議会設置要綱8(附則)の規定に基づき、利害関係人として高松市の担当職員の出席を認めた。

議事録署名人の選出

議事録署名人に濱中協議会員と尾崎協議会員が指名され了承した。

協議会の公開・非公開について

本日の議題に非公開とすべき内容はないことから、公開で行うこととした。

(2)高松市新開西公園ダイオキシン類土壤汚染対策について

県側から説明

1. 香川県環境審議会資料に基づき、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく手続きの流れについて説明するとともに、高松市新開西公園の調査結果で環境基準を超えたことについて説明。また、汚染原因について説明。
2. 香川県環境審議会の答申を受けて、平成17年3月4日付けで対策地域の指定

を告示した。

3. 対策の手続き、工事等の工程などについて説明。
4. 対策計画（案）の概要について説明。
5. 汚染土壌の処理方法についての検討結果について説明。

住民側の発言

資料 20 ページで今回処理されようとしている土壌は 1 番のところでは 1,400pg TEQ/g、13 番が 3,200 であるが、深さ毎にもう一度測り直したら、1 番はわからないが、13 番は A、B それぞれ 81、87 となっていて土壌環境基準の 10 分の 1 以下になっているが、この調査で十分だということに考えているのか。20 倍も測り直したら数字が違ってくることもあるので、200 とか 100 のところも 20 倍違えば 2,000 とか 20,000 とかになるので、この調査結果を元に対策をたてるのはいかなものかと思うが、そのへんはどのような見解なのか。

県側の回答

最初に 3,200 という数値が出ているが、これは木が植わっているところであるが、逆 L になっている南側と東側の区切りがある花壇になっているところの中で 5 地点を採って調査している。5 点法といわれているが、このような狭い範囲では十分 5 点法がとれないので、平面の中で 5 箇所を採った。その後、低い数字が出たのは、さらに南側と東側を区切り、それぞれの範囲の中で 5 地点をさらに選んだ。最初の 5 地点と後の 5 地点が多少ずれていたということである。

住民側の発言

バラツキが 20 倍違うわけである、800 と 3,200 で、40 倍違うわけだから他の調査結果も 40 倍ぐらいの上下の差があるのではないかと、そういう意味で 200 だから基準以下だからやらないのはちょっとおかしいと思う。それでは全部焼いてしまったほうがいいのではないかと。

県側の回答

他のほうは、例えば 3 番とか 4 番とか 5 番とか、1 番もそうだが、5 点法できちんと 5 m 離して真ん中から採ってほとんどの面積がされている。ここは十分であると考えている。3 番、1 番など植え込みの上側は、植え込みがあるところは木などがあって非常に土壌の採りにくいところで、そういうこともあってデーターのばらつきになったと思う。

住民側の発言

市民の安全のために処理をしようとするには、あまりにもいい加減すぎる説明だと思うが、ここで議論するのは仕方がないので、他の場で高松市がきちんと説明するべきだと考える。具体的な計画等では、例えば、豊島でやっていることが十分経験を積んで生かされているかという話でいうと、鉄製の仮囲いが高さ 3m と低いのは、いかなものかと思う。前回は話をしたけれども、250 という調査指標指針を超えたところについては対策をされるということ

とだけども、運動場として子供が遊ぶようなところについては、ドイツの基準で 100 ピコというものが示されていて、具体的に測って超えているところもあることから、もう少し処理計画は市民が安心するような形で取るほうがいいと思うし、そのことを踏まえたうえで直島で無害化处理、溶融するのは仕方がないことと思うが、その辺はいかがか。中途半端な対策に豊島の人達が協力したのではよくないと思うので、一番に安全な、皆が安心をした処理をするのに豊島が協力をするというようにしたほうが、同じ無害化处理をするのであればいいというふうに考える。

県側の回答

法律に基づくと 1,000 p g 以上が環境基準ということ、望ましい基準が 1,000 ということで、100 とか 1,000 とか国によって議論はあるかと思う。国のほうではそういうことも踏まえて、公園で子供が遊ぶとかも踏まえたうえで 1,000 でいいのではないかと日本では結論が出ていて、これに対して県は良いとか悪いとかという立場にはないので、念のため 250 以上、国では 1,000 で良いけれども、今のところは、さらに調査の指標値があるので 250 以上でとりあえずはやりるということで今回の計画を策定して行く。それから、他の場所たとえば 200 とかあるが、21 ページで説明したように、この場所についても良質の土壌を搬入して整地をするということで、直接そのものに子供たちが触れるというようなことは考えていない。

住民側の発言

前回説明がなかった話で、8月の高潮で現地が水で浸かったということだが、調査も再調査せずにそのままとりあえず今の地点で作業をさせるということをどのように考えているのか。47 ページの参考資料 4 をもう少し説明していただきたい。

県側の回答

高松市で今回調査が行われてその後超えたということがわかり、ここを立ち入り禁止にしてブルーシートをかけている。そのブルーシートも動かないように泥などをかけている。今回その後高潮などで浸かったが、高松市で確認したところ、特段土壌が動いたという状況にはなかったということである。そういうのを受けて、今回このところを対策地域にして、他は大丈夫かという話であるが、流れの中で確認調査を再度行うということにしている。高いところがあるかもしれない、それはまた対策を、除去する必要があると考える。それが終わったあと、ここが公園として開放される。確認調査を行って、そのものを再度県の環境審議会にかけて、そのうえ指定の解除を行って開放するという手続きになっていく。

住民側の発言

高さの分布で調べているところが 3 箇所だけあるが、原因が農薬で既に使用禁止になっている農薬ではないかということだが、しかも一面の散布とういうことでなくて投棄みたいなことではないかということ、もうちょっとスポット的に汚染があるという状態になっているのかなと、数字をみてもそういう印

象を受けるのだが、そうしたらこの検査地点で面的に本当にカバーできるのかどこまでいけているのか不安を感じる場所である。それは潮に浸かった後調査をしていなくて、これからの作業の流れの中で調査をするということなのだが、その意味でもどの程度の密度で調査をしたら良いのかということをもう一度検討していただけたらと思う。今、どれくらいまで取るかという話があって、前回は海外の基準があってということが説明の中で出たのだが、例えば、参考までに 100 pg TEQ/g 以上の汚染レベルのところを取り除くとしたら、その切り取る、削る深さも含めてどれくらいの量になるのか。

県側の回答

100 以上 250 以下が 51 トン程度となる。

住民側の発言

足せば 120 トン弱になると思うが、もう少し説明していただきたかったが、計算上はそのときの計算では面積的には広げていっているが、100 から 250 の範囲は掘削深 0,05 で換算しているところであるけれども、そうしたら、例えばのところは深さ 10 cm から 15 cm のところは 100 を超えている。120 だからそのあたり換算されているのか。していないのであればかなりアバウトな量なのだろうけれども、どこまで採るのか、250 程度ということが想定という説明ではあったかと思うが、汚染源の性質からスポット的であって本当に今の調査で網羅されているか我々から感じる不安の部分だけなのだけれど、安全圏をとるのにどれくらいの密度の濃さが必要かということと、どこまで採るのかということの検討は、かなり安全サイドにたって慎重に検討していただく必要があると思うが、今後高松市ではそういうことでやられていくのか。

県側の回答

このものはもう汚染対策地域ということで指定していて、除去していこうと、例えば、8 ページを見ていただくとよくわかると思うが、ひとつの区画が東西が 12m、南北が 15m から 20m の範囲であるが、ひとつの区画の中で 5 点法ということで 5 地点のサンプルをとって混合して測定しているので、このなかの代表的な数値になっていると考えている。それと 100 以上で 250 以下の場合どこどこを取ったかということ 14 のゾーン、3 番、5 番が 100 を超えているところで、先ほどの 51 トンという数値を出した根拠である。調査地点については 10m それから 15m 位の範囲の中で 5 地点とっているので、そのものを混合しているということでかなりの代表性があるのではと考える。これも環境省の主な調査の標準的な調査手法に基づきこのような割り振りをしたわけである。この点線の区切りの中で必ずしなければならぬということはないので、これが代表的な出し方で、詳細調査として行っている。

住民側の発言

具体的な掘削土壌の搬出方法を書いていないが、今後は管理委員会等々にかけて全体的にやっていくということによろしいか。

県側の回答

こちらのほうはまだ関係者と十分に協議をしていかなければならない。法律

的にもここは屋外なのでダイオキシン対策の労働衛生もかからないとは思いますが、労働基準監督署と協議して、埋めていきたいと思う。ここははっきりとかけなかったのが空けているが、計画ができれば示していこうと思っている。

住民側の発言

汚染土壌とフレコンバックであるとか作業員が使い捨てで使い捨てる作業着等のダイオキシン汚染物が直島の施設で処理されるかどうかということをもう一度確認したいのと、後、できれば管理委員会での先生方の了承の下で無害化処理を進めていただきたいと提案させていただく。

県側の回答

管理委員会に諮るという具体的な処理の方法については、管理委員会の意見をいただきたいと思っている。豊島の処理と関連があることから、安全が絶対の話であるからそれは当然やっていく。それから、フレコンバックの処理とか作業着の処理は、高松市の処理施設でも処理ができないものかということで協議中である。というのは、直島の処理施設では柔らかいものは破碎が非常に難しいという問題もあり、そこを踏まえて詳細に詰めていかないといけない、高松のは、土壌は処理できないが、作業着等はまとめると処理も可能かなと思っているが、それも今から詰めさせていただきたい。

会長

市民の健康に関わるような問題でもあるので、特に市民の安全、安心を得るように最善の方法を尽くしていただきたい。それから、まだまだ残された問題がある。例えば、管理委員会に諮って意見を聴くということもあるし、また、直島で処理をすることから直島の住民の方々の意見もある。そういうのでまだまだ問題は残されているのだが、県においては、今出たような住民側の意見を十分尊重して進めていただきたいと私から願います。

(3)その他の議題については特に意見が無く、本日の協議会を終了した。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名押印した。

(添付書類)

確認事項

「高松市新開西公園ダイオキシン類土壤汚染対策について」を当協議会で協議することについて、協議に先立ち、確認したもので、議事録に添付する。

1. 高松市の新開西公園のダイオキシン類汚染土壤に係る本案件は、豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件(公調委平成5年(調)第4号・第5号事件)の調停条項5(3)イが想定していない特殊異例の事案であり、同条項には該当しないこと。
2. 本日、本処理協議会において、本案件を取り上げるのは、申請人らが香川県の特別の要請を受け、協議するものであって、これが先例となるものではないこと。
3. 申請人らと香川県は、今後、調停条項5(3)イの条項を遵守し、同3(2)に定めるとおり、香川県は平成28年度末までに豊島廃棄物等の搬出を終えるものとする。

付 記

調停条項5(3)イの条項は、豊島廃棄物等の処理を容易にするための助燃剤及びこれに準ずるものを想定して定められたものである。